平成２５年（再イ）第２７９号
大阪府八尾市西木の本３丁目５番地の２
再生債務者　のざわ酒店こと　野澤　忠明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第６７９号
東京都足立区西新井４―45―14
再生債務者　木部　貴昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１６号
長野市大字風間1686番地31
再生債務者　廣瀬　章彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月31日
長野地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第７０７号
東京都多摩市貝取４―４―３―205
再生債務者　山本　博義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２３６号
横浜市青葉区たちばな台１丁目16番地１
ラ・フェットＡ101
再生債務者　八島　清吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月１日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第８３号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番11―206号
グリーンタウン松ヶ丘
再生債務者　加藤　　靖
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月28日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第３０号
長崎県長崎市八つ尾町21番15号
再生債務者　髙比良和喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月31日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第１８号
福島市南中央２丁目17番地　サンデュエル野田中央公園705号、従前の住所東京都練馬区桜台２丁目34番12号サンリバ―桜台３―Ｂ.
再生債務者　安住　斉希
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月１日　　福島地方裁判所

平成２５年（再イ）第６号
福島県白河市双石中山１番地６　天清寮
再生債務者　石井　昭二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月１日
福島地方裁判所白河支部再生係

平成２５年（再イ）第１９６号
愛知県津島市錦町17番地　ラディアンス錦1302号
再生債務者　菱田　英樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月31日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１１５号
京都市右京区西京極堤下町20番地20
再生債務者　八木建装こと　八木　良樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月１日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第６号
山口県岩国市室の木町２丁目４番19号
再生債務者　難波　敏郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月１日　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（再イ）第２０号
山口県下関市菊川町大字西中山401番地１
再生債務者　岡村　洋二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月１日
山口地方裁判所下関支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第５７号
神戸市東灘区本山中町４―２―20―208、住民票上の住所兵庫県宝塚市千種１丁目１番29号203
再生債務者　岡本　浩一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成26年３月31日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第３号
埼玉県狭山市大字東三ツ木５番地の25
再生債務者　佐野徳次郎
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月18日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月２日から平成26年５月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第４９号
大阪市住之江区新北島５丁目１番65号
再生債務者　奥田　茂樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月28日まで
平成26年３月31日
大阪地方裁判所第６民事部

警察共済組合役員の就・退職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項及び警察共済組合定款（昭和37年内閣総理大臣認可第372号）第６条の規定に基づき、警察共済組合役員の就・退職を次のとおり公告する。
平成26年４月９日
警察共済組合理事長　吉村　博人
就職　理事（非常勤）　山田　耕作
退職　〃　（　〃　）　福原　計雄
以上平成26年４月１日付